

第 56 回接続委員会 議事概要

日時 令和 3 年 5 月 25 日（火）16:00～17:00

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、関口 博正主査代理、佐藤 治正委員、山下 東子委員、
高橋 賢委員、西村 真由美委員

総務省 今川電気通信事業部長、川野料金サービス課長、大内料金サービス課
企画官、田中料金サービス課課長補佐、西室電気通信技術システム課
課長補佐

【議事概要】

- ・主査代理の指名について
 - 関口専門委員が主査代理として指名された。
- ・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和 3 年度の接続料の改定等）について【諮問第 3 1 3 7 号】
 - 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
 - その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

<主査代理の指名について>

・電気通信事業部会決定第 2 号第 2 項第 4 号に基づき、相田主査より、関口専門委員が主査代理として指名された。

<東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和 3 年度の接続料の改定等）について>

【主な発言等】

（佐藤委員）

一般的にパブリックコメント内の様々な意見も踏まえ、考え方については特に問題無いと考える。

意見 4 と意見 23 については、ユーザーに対して迷惑がかかる事態というのは非常に大きな問題であるため、速やかに対応した方が良い。意見 4 は、コロナ禍における需要の増

加によって、輻輳が生じているとのことであるため、トラヒックが実際に増加しているのかも含め、早期に総務省で実態把握していただきたい。結果的に相当の輻輳が起こっているならば、増設基準の妥当性について今後議論が必要である。

また、意見 23 について、加入光ファイバの工事の遅延も、需要が多くある中で消費者に影響が生じているところ、NTT 東西は対応するとのことであるが、遅れの実態と、それをどういう形で改善されてきたかも注視する必要がある。

加えて、意見 14 及び 16 に係る、報酬額及び未利用芯線並びに耐用年数については、引き続き審議事項になっているため、機会を設けて議論したい。経済的耐用年数についても、NTT 東西から見直しの提案があると認識していたが、対応が入力値の入換えに止まっていたため、適宜議論を進めなければならない。

最後に意見 13 について、明確な提案はないが、接続の場合、お互いどのような料金で競争するか見えるところだが、シェアドアクセスの場合は、契約数によって単価や実際の条件が変わってきてしまう。実際、その契約数が分からないためにお互いの競争優位性が見えないと、新規参入する企業は事業としての予見性がなく、計画を立てられないという問題があるのではないかと。しかし、一つ一つの企業の数値を公表することも難しいため、この点は検討が必要である。例えばシェアドアクセスを利用する事業者全体での数値を公表するのか等、情報開示の在り方は考える必要がある。

(田中料金サービス課課長補佐)

1 点目の御意見について、利用者への影響が生じているという点を重く見たほうが良いという指摘は、総務省もそのとおりと認識している。実態を把握し、必要な対応について関係事業者とも協議しながら考えていきたい。

また、報酬等について、今後の検討の視点も示していただいたと受け止めているので、関係する研究会等々で御議論いただくよう、総務省としても考えている。

(山下委員)

パブリックコメント全体として、その多くの共通点が情報開示にあるのではないかと。例えば意見 23 の工事の遅延について、顧客に遅れが生じていることを説明したくとも、理由を知らなければ説明はできない。これは工事の遅れだけでなく、その遅れの原因についての情報開示である。また、今回の案にある種々の要請事項についても、何らかの情報開

示をするようにという要請にも読むことができる。

状況が刻々と変化する中で、逐次 NTT 東西として情報開示するのは、コストがかかるだろうが、様々な事業者との接続の上で、それら接続事業者の事業判断や経営判断を狂わせないためにも、相互に情報開示を可能な限り行うことが、種々の問題の解決に資すると考える。

(田中料金サービス課課長補佐)

情報開示の重要性についてそのとおりと受け止めている。お互い情報交換をして、こうした利用者に対する説明といった点で、利用者に不利益が起こることがないようにすべきと考えている。考え方において報告の要請を行うという記載になっているところなので、引き続き実態把握をしつつ、必要な対応を行っていきたい。

(相田主査)

特に修正等の意見はなかったため、5月28日に開催予定の電気通信事業部会において本報告書(案)のとおり報告することとしたい。